

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画） 経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
1	I 行政 組織の再 構築	iii 有能 な人材の 確保・育 成	総務部 総務課	人材育成のた めの研修の実 施	これまで、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）や市町村職員研修センターで行われ る階層別研修、市独自の接遇・マネジメント・管理監督職研修など様々な研 修を実施し、能力の開発を進めてきた。また、実務研修として岐阜県東京事 務所・古川土木事務所への派遣や、中間集中型の自治大学校や全国地 域リーダー養成塾への派遣にも取り組んできた。 当計画では、平成27年度から5年間を「人材育成強化期間」と位置づけ、職 員一人ひとりの意識改革を柱として、階層と研修の体系化を図り、効果的 な研修を実施することとする。また、人材育成基本計画の見直しを行い、考 え抜く職員、行動が起こせる職員、信頼される職員の育成を行う。	各研修会等を通じ、職員一人ひ とりの意識改革を進め、有能な 人材の育成を進める。	②自治大学派遣、③全国リーダー養 成塾派遣、④市町村アカデミー、⑤ ジョブローテーション制の導入、⑥能 力サポート試験の導入、⑦自治体法 務検定への参加 ※前年度目標の①人材育成キックオ フ講演会は除く。	②自治大学 1人、③リーダー塾1人 ④× ⑤× ⑥ × ⑦自治体法務検定 4人 その他 首長連合サミット 3人、青年の船とうかい号 1人 一部を除き、実施できた。また、計画以外でも効果的 な研修に参加した。	市長協議の結果、研修は極力経費 を抑えて実施する方針とする。ま た、職員自らが考え、汗をかいて取 り組めるような研修を計画する必要 がある。	未達成		
2	I 行政 組織の再 構築	iii 有能 な人材の 確保・育 成	総務部 総務課	職員の健康づく りの推進	喫煙の自由な選択はあるものの、その喫煙による健康被害は増加傾向に ある。現在、勤務時間の内外を問わず、庁舎内における喫煙が行われてお り、労働安全衛生法の改正を見据えた喫煙者の健康管理と、更なる勤務時 間の効率化を図り市民サービス向上に努めなければならない。 このため、労働安全衛生法の改正（平成27年6月施行予定）に伴い、平成27 年度から勤務時間中の喫煙を禁止し、どれだけでも喫煙量を減らすことによ る職員の健康づくりを推進するとともに、煙のない職場環境づくりを進める。	健康被害を減少させ、病休休暇 取得者の減少、ひいては共済組 合の医療費抑制につなげる。	本庁、ハートピア、振興事務所の全 面禁煙	庁舎管理部署との協議を行ったが、職員を含む喫煙 者の権利の面からも全面禁煙より完全分煙が理想と の結論となった。ただし、排煙機能設備を設けるス ペース、経費の課題がある。具体的な対応・対策に 至っていない。	現在の庁舎内喫煙スペースは最低 限の状態と言え、これ以上の縮小 は困難である。権利との兼ねいもあ るため分煙を徹底化する。	未達成		
3	I 行政 組織の再 構築	ii 振興 事務所の あり方の 検討	総務部 総務課	振興事務所機 能のあり方の検 討	市町村合併以後、行政改革及び組織効率化の観点から、各振興事務所 の人員と業務の本庁集約を進めてきた。旧役場の機能縮小と職員減員に対 し、住民は地域活力が失われるとの漠然とした不安を抱いている。また、効 率化が必要な一方で、防災拠点及び地域活性化の観点からは、安易に縮 小・効率化すべきものではない。 このため、市民と行政が求める、真に必要な振興事務所機能のあり方を検 討する。なお、関係部署による内部組織（検討委員会等）を編成し、検討を行 うものとする。	振興事務所機能のあり方、将 来的方向性を明確にすること で、計画的な市政運営を図ると ともに、振興事務所機能縮小＝地 域の衰退というような住民の不 安解消を図る。	パブリックコメント又は説明会の実施 と住民意見の集約	振興事務所長会議による協議、検討、意見交換等 を実施。 神岡振興事務所については、窓口業務の移設（1階 へ）を実施した。 市長と市民の意見交換やどうやボックスの中でも、 振興事務所機能に関する意見、不満等は寄せられて いない。	定員適正化計画との関連もあるた め、市全体で体制を考慮する必要 がある。人間的にこれ以上の削減 は困難である。地域に寄り添って いるならではの特色ある機能を見 出す必要がある。	未達成		
4	I 行政 組織の再 構築	i 効率 的な組 織・機 構の確 立	総務部 総務課	職員定数の適 正化	平成17年3月に第1次定員適正化計画を策定し、平成26年4月1日の職員数 の適正化を目標に削減を進めてきた。平成21年度には長期財政見直しをも とに人件費抑制を更に強化するための5カ年計画を上乗せし、行政改革を行 ってきた。現在、総職員数は医療（一）・医療（三）給料表適用者の減少により、 その目標が達成されている。他方、共済年金の支給開始年齢が65歳まで段 階的に延長されることに伴い、年金受給開始までの無収入期間が大きな問 題となっている。その期間を再任用制度の活用により任用し、年金との接続 を図る必要性が高まっている。このような状況の中で、職員定数内である再 任用職員を含めた職員数を適正化する計画の策定が必要不可欠となっている。 このため、平成27年4月1日をスタートとする、第2次定員適正化計画を策定 し、職員数の適正化を進める。	職員数の適正化を図るとともに、 定年退職と年金支給開始年齢と の段階的な移行を見直し、年金 接続に極度な無収入期間が生じ ないようにする。	第2次定員適正化計画の実行 ①再任用職員の任用協議 ②民営化、指定管理協議	・再任用について、募集・任用を行った。 ・昇任試験について、合格率が低いことから、見直しを を行い、より受験・昇任への意識を向上させる内容へと 見直した。 ・大量定年退職に対し、必要となる職員数を採用・確 保（招聘）できた。 ・職員数を維持できた。	最終目標 達成			
5	III 市民と 行政の自 立（自律）	i 公民 協働の推 進	総務部 総務課	飛騨市市営バ ス運営の見直 し	巡回バスは、合併の速やかな市の一体化を図る等の理由から、平成17年 度より市内全域を東回り・西回りにより、毎日各3便を業者委託により運行 している。（運賃は100円。中学生までは無料。）。運行開始当初は徐々に利用 者が増加し、平成20年度に59,101人となったが、その後減少を続けており、 平成24年度は50,456人となった。運行区間によっては利用者が殆どない箇所 もあることや、JRやバス事業者が運行する幹線へのアクセスの利便性が低 いことから、合併後10年が経過し運行の方法を見直す時期に来ている。 また、各町において無料バスも運行しているが、他のバスとの料金格差な ど問題もあるため、飛騨市全体の公共交通の在り方を見直し、新体系の構 築を図る必要がある。このため、真に必要とされる公共交通網の形成を図 る。 【参考】 委託費）無料バス 約4,000万円、有料バス 約6,200万円 内訳）補助 約1,400万円、市費 約8,800万円	真に必要とされる公共交通網を 形成し、市民が利用しやすい公 共交通とすることで利用者数の 増加を図る。	・利用促進活動の実施 市が実施する公共交通年間利用 者数 85,000人（H27年度比10%増） ・バス運行等の評価、見直しの検討 ・見直しの実施	・地域公共交通網形成計画の改正（平成28年8月） ・地域公共交通再編実施計画の改正（平成28年8月） ・バス運行の評価検証実施 ・アンケート、意見交換会実施 ・運行ダイヤ、路線等の見直し（平成28年10月1日） 目標85,000人に対し、44,700人。旧町村間の移動が幹 線（JR、濃飛バス）に統一となったため、減少したもの と思われる。ただし、10月の変更で、市営バスの人数 は上半期より2,811人増している。	未達成			
6	III 市民と 行政の自 立（自律）	i 公民 協働の推 進	総務部 総務課	LED防犯灯取 替補助事業の 推進に伴う防 犯灯維持補助 金の廃止	これまで、区等が維持管理する防犯灯に年間600円/灯の補助金を交付し ている。（H25年度決算額：2,185千円） 一方、H25年度より、省エネ並びに区の維持管理費の軽減を目的として、既 存防犯灯のLED化補助制度を整備し、推進している。LED化により維持費も 削減されることから、防犯灯に関する補助制度について調整を図る必要があ る。 （LED化補助制度：1/3以内の補助、上限7千円/灯、制度運用期間：5年間） このため、LED防犯灯取替補助事業がH29年度をもって終了となることか ら、H30年度以降の防犯灯維持補助金を廃止する。	防犯灯のLED化を推進し、各 区等の維持管理経費の削減を 図る事によって、防犯灯維持 管理補助金を廃止する。同補助 金の廃止により年間2,000千円超 の補助金額を削減することがで きる。	LED防犯灯取替補助事業の周知と 推進	・LED補助事業利用団体 H28 14団体、126灯、750,900円 ・防犯灯維持補助事業 H28 3,696灯、2,217,600円	市長協議の結果、LED取替補助に ついてLED取替補助について未取 替の区等もあり、30年度以降も継 続する。ただし、LED化により電 料金が削減されているため、年間 600円/灯の補助単価を段階的に 引き下げる。	計画見直 し	2,185	0 (0%)
7	I 行政 組織の再 構築	iii 有能 な人材の 確保・育 成	総務部 総務課	人事評価の本 格実施	地方分権の進展に伴い、業務量の増加・業務内容の複雑化が進み、それ に対応する職員の育成が求められている。そのような時代背景に適合した人 事管理が進む中、平成21年10月から能力評価、平成23年4月から業績評価 の試行を行ってきた。 合併特例期間の終了を見据え、現在以上に強い自治体づくりを進める必要 があるため、人事評価を試行から本格運用に移行し、職員の能力・業績を昇 給、手当（勤勉手当）に反映させる。	全職種全職員に人事評価を導 入し、勤務成績に応じた任用・給 与等を実現しながら、職員の資 質・能力の向上を図るとともに、 モチベーションの高い職員集団 を築く。	人事評価制度の完全導入	全ての職において本各実施。 結果について、行政職の勤勉手当及び定期昇給へ反 映、また医療職については勤勉手当に反映した。	目標達成			

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
8	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部 総務課	ふるさと納税の活用	ふるさと納税制度はあくまで寄附であり、寄附の強要や個人情報の侵害につながらないよう配慮する必要がある。そのうえで、飛騨市を応援していただける方の拡大、継続して寄付頂けるような方策、あるいは新規に寄附いただく方を確保することが必要である。そのためには、いかに飛騨市の魅力を伝えるか、特産品の購買や飛騨市観光等とも連動して飛騨市へお金が落ちる仕組みをどのように作るかが課題である。 このため、納付方法の簡素化、観光サイト・HP等による魅力ある特産品やサービスのPRに努め、他市と遜色ないふるさと納税制度への向上を図る。	・クレジットカードサービスの導入、飛騨市観光サイト・関東飛騨市会等の関係団体へのPRにより寄付者の拡大と寄附の継続を図る。 ・観光パンフレットによる飛騨市の魅力の伝達。魅力ある特産品のお返しやサービス(市内旅館、ホテルの割引券等)を導入し、ふるさと納税制度連動して市にお金が落ちる仕組みづくりを図る。 ・ふるさと納税額の増額	・特産品のお返し開始 ・特産品送付時に観光パンフ、特産品パンフ同封により、飛騨市の魅力伝達 ・インターネットによるクレジットカード決済サービス導入	計画内容と同様に実施済み(クレジットカード決済導入H27年6月)H27年11月よりお返しの品の公募及びリニューアルを実施。お返しの品の担当を商工課に設置。秘書係は受付申込窓口、証明書発行業務に専念。(ワンストップ特例対応については税務課に協力依頼) 寄付額 126,076 取組額 58,562		最終目標達成	45,000	67,514 (150%) H27年度取組実施時
9	III 市民と行政の自立(自律)	i 公民協働の推進	総務部 危機管理課	自主防災組織の整備及び自主防災訓練の実施による防災支援体制強化	災害発生時には、「自分の身は自分で守る」が基本であるが、自力で避難ができない災害時要援護者への配慮が必要である。そのため、自主防災組織未設置地域については組織の整備促進が不可欠である。 また、既に自主防災組織が整備されている地域についても、災害時要援護者の避難について訓練の実施が必要である。 このため、自主防災組織のない地域への整備を促すとともに、自主防災訓練における災害時要援護者の避難訓練等実施を促進する。 【参考】自主防災組織の現状(設置数/地域数):古川44地域/44地域、河合13地域/13地域、宮川120地域/25地域、神岡10地域/15地域 (※宮川地区の未設置は、1～4世帯の小規模集落であり組織化は現実的ではない。)	自主防災組織のない地域での組織整備を行い、また、自主防災訓練において災害時要援護者の避難訓練等を実施することで、行政に頼らない、地域による自主的な防災体制の構築に繋げる。	①地域への自主防災組織整備の依頼 1地区 ②避難要配慮者の避難等を含めた自主防災訓練の実施の依頼(自主防災訓練の実施率40%)	・健康生きがい課にて作成した「避難行動要支援者名簿」を利用した防災訓練を実施(実施率 18/94団体19%) ・自主防災組織の整備に向けた働きかけが出来なかった。	平成29年4月に総務部に危機管理課新設され総務課から担任変更	未達成		
10	I 行政組織の再構築	i 効率的な組織・機構の確立	総務部 総務課	非常勤特別職員の必要性の検討	合併以後、市は、業務に関する諮問・審議等を依頼するため、各種委員会等(附属機関)を設置し、その委員(非常勤特別職)として市民等へ委嘱している。しかし、中には位置付けられているものの十分に機能していない附属機関もあり、その見直しが必要となっている。 また、人口の少ない地域では、特定の市民に非常勤特別職委員の委嘱が集中することもあるため、委員定数・人選方法も含めた見直しが求められている。 このため、各種非常勤特別職委員の必要性の検討及び見直しを行う。	非常勤特別職職員(附属機関)の見直しにより、委員報酬の適正化を図る。	前年度結果に基づき、例規整備を行う。	・条例改正及び附属機関の見直しに対し現状では不具合が生じていないため、第二段階目の条例改正は実施していない。 ・新たに必要な例規(規則)の整備を随時実施している。		目標達成		
11	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	選挙管理委員会(総務部総務課)	選挙事務の効率化	選挙が行われる際、全市内で30箇所の当日投票所が設けられている。期日前投票制度の導入により選挙人の投票機会の利便性向上が図られ、投票状況が変化(期日前投票者数の増加)してきたこと、また、人口減少により小規模投票区の選挙人減少が進んでおり、従来の投票所設置数のままでは非効率的である。 このため、投票所を再編することで選挙事務効率化を図る。 また、投票実態を分析し、当日投票所における投票時間の短縮の実現性について検討する。	投票所の設置見直しにより、投票所運営経費を削減する。	宮川町大無雁投票所の河合町角川投票所への統合について検討開始	選挙権年齢が引き下げられたことに伴い、投票に向けての啓発や投票利便性向上のため、期日前投票所の増設及び期日前投票期間の延長、移動支援の実施等、投票所数見直しより利便性向上の方向で実施した。	投票所統合については見送り、投票所運営経費の削減については、当日投票所の開設時間の短縮により取り組みたい。	計画見直し	745	0
12	II 行政施策の再構築	ii 全市有施設の将来的方針の検討	総務部 財政課	全市有施設の将来的方針の検討(飛騨市公共施設等総合管理計画の策定)	合併以降、各種類似施設が旧4町村ごとに存在するなど、利用頻度や維持管理面、市として真に必要な施設か、将来的にどうするのかの検証が為されていない。また、平成26年4月22日付総財務第74号により、総務大臣から早急な公共施設等総合管理計画の策定要請がなされたところである。 このため、飛騨市が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、市を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を内容とする計画を定める。 また、取組により策定された将来的方針は次期の総合計画に位置付けるものとし、計画的な財政運営を図る。	厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。	①パブリックコメント、説明会等による意見収集及び市議会への説明 ②公共施設等総合管理計画(総論)の完成	①建築士団体に市内80施設における今後10年間に必要と見込まれる修繕内容及び費用算出を委託 ②前述①を踏まえ、計画的かつ予防的維持修繕の観点を盛り込んだ計画(総論)を完成 ③市民や関係団体等からの意見聴取実施		目標達成	※	※
13	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部 財政課	行政財産の目的外使用における必要経費の徴収	行政財産の目的外使用については、「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」の規定に基づき使用料を徴収しており、許可している件数は、年間70件以上におよび、その用途は、事務所・倉庫・自動販売機設置等が主となっている。 使用料はその団体又は使用目的に応じて免除している場合があるが、光熱水費や維持管理費等の必要経費についても免除している場合が見受けられる。 このため、必要経費、とりわけ光熱水費については、使用者負担が原則であり、団体区分及び使用目的を問わず適正に徴収するものとする。 基本的には、使用者が子メータを設置し、市が使用量を把握したうえで、それに応じた分を徴収する。子メータの設置が困難な場合は、面積割りや人数割り等、合理的な算定方法に基づき算出した料金等を徴収する。 ただし、市の政策や事業に深く関わっており、徴収することが適当でない場合もあるため、必要経費徴収のための基準を設ける。	基準を明確にし、適正かつ公平な徴収を行う。また、使用者に負担を求めることにより、節約意識を持っていただく。	①統一基準の運用(全使用許可団体について統一基準での許可とする。)	①統一基準での施行開始(H26.4.1～) ②激変団体への説明 ③統一基準の運用 全ての許可団体を全て統一した。		最終目標達成		

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
14	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	総務部 財政課	新電力導入事業	2000年までは電気事業法による参入規制により地域の電力会社（一般電気事業者）が地域独占を容認されてきたが、「総括原価方式」（経費に対し一定の利益を乗せた価格設定方式）により、日本はイタリアに次いで2番目に高い価格水準の電気代となっている。 そこで産業の空洞化を抑制する等の経済的側面から、経済産業省が2000年より「電力小売市場の段階的な自由化の拡大」を推し進め、2004年、2005年と段階的な規制緩和（自由化部門の拡大）があり、現在は原則契約電力50kw以上の「高圧電力契約の需要家」が対象となっている。（50kw未満でも高圧需要家なら対象） 規制緩和の結果、これまで地域の電力会社からしか購入できなかった電気が、「特定規模電気事業者」（新電力）と呼ばれる別の事業者から安価な価格で購入することが可能になっている。このため、その実現を図る。ただし、災害時等の応急対応の可否、他市町村の動向も視野に入れながら進めるものとする。	特定規模電気事業者からの電力購入とすることで、試算により削減効果が期待できる施設は、中部電力管内が21施設、北陸電力管内が6施設となっている。投資的経費は不要で、削減効果額として市全体（指定管理施設含む）で年間約400万円が見込まれ、経常的経費の大幅な削減が期待できる。	①新電力導入についての調査・研究 ②災害時等の応急対応の可否及び他市町村の動向の調査 ③新電力導入の方針決定	・新電力移行による経費節減額の再確認（H29.3高圧電力28施設について見積徴収） ・他自治体の動向確認（5/27他自治体動向確認（県下都市管財事務担当者会議）） ・試算によると、28施設合計で約618万円の削減が見込めるとのこと。 ・高山市は、導入に慎重姿勢。	調査を行い、新電力移行による経費削減見込額も確認したが、移行に向けての庁内協議にまで至ることが出来なかった。	未達成	18,000	0 (0%)
15	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部 財政課	不要財産の積極的売却	現在、財産の処分（売却）については、貸付等関係者からの申し出によって処分しているものがほとんどであることから、積極的な処分のための取組が必要がある。このため、次の取組を実施し、不要財産の積極的売却を進める。 遊休地については、売却可能地を選択し公売にかけ、売却できなかったものについては、ホームページ上で随時売却物件として公募する。 貸付地については、個別交渉を実施し、売却を推進する。 普通財産については、基本的に新規の貸付けは行わず売却を原則として取扱う。 不要物品の調査を全庁的に行い、インターネット公売を活用し積極的に売却する。 旧法定外公共物については、隣接地を事前に調査し、その基礎資料を基に建設課において現地機能調査を行い、売却可能物件について対象者に購入を促す。	不要財産の処分によって、財産管理費用の削減及び将来的に安定した自主財源（固定資産税）の増収を図る。	①遊休地の抽出及び公売 ②借主への意向確認及び交渉及び貸付地の売却 ③不要物品の調査及び売却 ④旧法定外公共物の調査及び売却【数値目標】 ①～④についてそれぞれ1件以上	②引き続き一部事案については貸地の売却や賃借料見直しの交渉を行った。（成果なし） ③インターネットオークション等を活用し、不要物品の処分・換価に努めた。（車両売却11台）	②住宅敷地の売却やグラウンド、スキー場用地の賃借料見直しなど、困難案件について進展していない。	未達成	※	※
16	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	総務部 財政課	地方公会計の整備促進	行政改革推進法によって地方公共団体には、財務書類の作成が求められている。飛騨市においても平成22年度決算より「総務省方式改訂モデル」による財務書類の作成を行っているが、当該モデルは過去の決算統計をベースとしており、資産評価の制度が著しく低いものとなっている。総務大臣通知「今後の地方公会計の整備促進について（平成26年5月23日付け総務第102号）」において、固定資産税台帳の整備と複式簿記の導入を前提として新たな財務書類作成を行うため、平成27年度～平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体に統一的基準による財務書類の作成を要請するとともに、平成27年度中に公会計にかかる標準的なソフトウェアを配布する方針であることが示されている。このため、次の取組を行う。 ・全庁的な推進体制の整備 ・固定資産台帳様式、資産評価基準の策定 ・資産の棚卸（各種台帳との照合、実施調査） ・固定資産台帳整備（データ入力、開始時簿価算定） ・公会計運用開始	企業会計の手法による財務書類を整備し、減価償却費や各種引当金などの表面化されない行政コストや資産・負債を一覧的に明示することにより、市民や議会に対する説明責任を果たし、財政運営や政策形成の基礎資料として有効活用を図る。 また、固定資産台帳を活用した資産の将来更新費用の試算や平準化が可能となり、施設・事業分野（セグメント）毎の行政コストを把握・分析することで、行政評価への活用や受益者負担の適正化、施設の統廃合などの検討にも用いることができる。	①資産の棚卸し ②固定資産台帳整備 資産の棚卸しを行い、総務省配布マニュアルの基準を満たした様式にデータを入力する。	①各種台帳との照合、実施調査 ②データ入力、開始時簿価算定 ①、②ともに実施		目標達成		
17	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部 税務課	自主財源（市税収入）の確保	人口減少や景気低迷など当市の税収は減少傾向にあり、限られた自主財源（市税収入）を確保する必要がある。また、新たな滞納者を生じさせないために、納税計画の作成等の相談対応もを行っているが、不当・不誠実な滞納者に対しては厳しい態度で臨まなければ、納税者間に不公平感が生じることとなる。 このため、分納誓約をしているにも関わらず納付が滞っている者や特段の事情がない不当な滞納者に対し、預貯金等の差押えを行う。また、差押え対象の預貯金等が見つからない場合は、車の差押えに着手し、確実な納付につなげる。	積極的な預貯金等及び車の差押えにより、滞納額の減少・自主財源の確保を図る。	・預貯金・車等の差押実施件数 80件以上 ・収入未済額（市税全体）を前年度に 対し5%以上減少	・債権・不動産等の差押実施件数 102件⇒目標達成 ・収入未済額減少額 54,362円（0.09%）⇒目標未達成 総合的には、目標未達成		未達成		
18	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	総務部 税務課	新たな納税手法の導入・検討	3税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の納付については、約77%が口座振替であり、納付率も98%と高い結果となっている。口座振替以外は納付書による取扱いで、各自金融機関等での納付となる。しかし、昨今の生活環境の変化から金融機関営業時間外での納付を希望する声が多くなっている。このため、24時間営業のコンビニ収納を導入し、納税者の利便性を高め、収納率のアップを目指す。 （ただし、コンビニ収納は現年度分のみ対応し、滞納繰越分は延滞金の関係で対象外。） また、クレジットカードによる納付についても、全国的な動向を注視しながらその実現の可能性を検討する。	夜間・休日であれば納付できないという滞納者に対し、納付の選択肢を広げ、収納率アップを図る。	納税者の納税方法の選択肢を広げ利便性を向上させる	コンビニ収納件数 3,013件 収納額 48,879千円、 手数料 304千円 差額 48,575千円 （全納付書件数 約14,000件、納付書納付の内 約22%） クレジットカード収納研修へ2名参加（クレジットカード収納については、引き続き調査・研究を行っていく。）		目標達成	3,200 ⁰	納税者の利便性の向上を目的としているため、収納率のアップに対する目標についての数値的根拠の算出は難しい
19	II 行政施策の再構築	i 行政評価システムによる行政施策PDCAの実行	企画部 企画課	行政評価システムの確実な実行	毎年度、予算編成時期に合わせ、市が実施している事務事業の検証・評価が実施されているものの、その手法が確立されておらず、評価・検証結果の予算等への反映も不明瞭な状況にある。 このため、行政評価のシステム（スケジュール及び方法）を確立させ、職員に周知徹底する。また、そのシステムを確実に実行し、全ての職員が、その効果を把握できる仕組みとする。	各種行政施策・事務事業の定期的かつ確実な見直しを図り、弱点の強化によるより良い施策の実現もしくは施策推進上の無駄を排除する。	飛騨市型行政評価システムの実施 ①4年に一度の政策総点検の実施（主要課題＋事務事業の総点検）・主要課題及び事務事業に関する市民との協働による方向性確認 ②主要課題毎に市民会議による市政の方向性確認・点検結果及び市政の方向性に関する資料公表	・飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略による進捗管理、政策協議（オータムレビューに代わる作業）を実施 ・飛騨市まち・ひと・しごと創生会議において事業の効果検証を実施		目標達成		

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
20	II 行政 施策の再 構築	iii 専門 家の意見 を踏まえ た指定管 理施設の 方向性の 検討	企画部 企画課	専門家の意見 を踏まえた指定 管理施設の方 向性の検討	観光・商工目的の各種指定管理施設は、類似施設が旧4町村ごとに存在する など、市民にとって、市にとって真に必要な施設か、将来的にどうするのかの 検証が為されていない。 平成25年度より、専門業者により一部の指定管理施設について将来性を検 証している。この結果を踏まえ、観光・商工目的の指定管理施設(26施設)の 今後の方向性を検討する。	指定管理施設の方向性を明確 にすることで、計画的な市政運 営を図る。	・基本構想に基づく実行計画実施の 2年目であり、かつ専門業者による支 援がない中で行われる経営改革を 側面支援する。	・4ヶ年計画実行をサポート(施設の計画実行を支援) した。		目標達成	※	※
21	III 市民と 行政の自 立(自律)	i 公民 協働の推 進	企画部 情報戦 略室	飛騨市ケーブル テレビ民営化等 の検討	古川町及び神岡町の間部と河合町・宮川町においては、地上デジタル放 送の難視聴区域のため、飛騨市直営のケーブルテレビ事業で設備を整備し 配信している。また、インターネットサービスについても付帯事業として提供し ている。しかし、事業開始当初に整備した地域は10年以上が経過し、機器の 老朽化に伴う更新や伝送路の保守などの経費が増加している。さらに、イン ターネットサービスは現在大きな収益をもたらしているが、技術の進歩が激し く高速インターネットに対応したシステム改修や光ケーブルの張替などの新 たな設備投資には多額の費用がかかる見込みである。 このため、民営化の可能性も含め、ケーブルテレビ事業の運営手法を検討 する。	設備の更新(FTTH)には約 10億円の設備投資が必要な見 込みであるが、民営化となれば その費用が削減できる。(市が使 用している光ケーブルもあるた め、費用が皆減することはない。) また、ケーブルテレビ事業に関 する業務がなくなることから、職 員配置や人件費が削減できる。	技術的な可能性や、行政事務の光 ケーブル利用との兼ね合いの検討 (民営化に向けた最終調整)	市民からの苦情が多く寄せられたケーブルテレビ・イ ンターネットの通信速度向上対策として、センターモデ ムの更新を行った。喫緊の課題について最優先に取り 組んだため、将来的な運営方法に関する検討に至 らなかった。	29年度に、防災行政無線やケーブ ルテレビ以外の情報インフラを含め た整備基本構想を策定することと し、その過程で必要な調査や今後 の方向性について検討を行うことと した。	未達成		
22	III 市民と 行政の自 立(自律)	ii 地域 活性化活 動の推進 支援	企画部 情報戦 略室	情報伝達媒体 の広告への開 放について	現在、飛騨市においては、情報伝達媒体としてケーブルテレビ、ホームペ ージ、電子メール、広報紙、同報無線があり、他にも情報伝達媒体となり得るも のとして市有建物や公用車、封筒等がある。しかし、広告への開放が実現し ているのはケーブルテレビのみとなっている。 このため、市ホームページ、市有建物や公用車等の広告への開放による収 入獲得の可能性を検討する。	・広告収入による歳入増加を図 る。 ・広告活用による市内商店や事 業所の販売増加と活性化を図 る。	実施可能な部分から、募集し、広告 への開放を開始する。	・市ホームページの広告バナースペースを、例規の 内容に添ったプログラムに修正した。 ・課内協議を継続したのみで、市内業者へのニーズ把 握や方針の決定ができていない。	新年度にホームページリニューアル の予算を計上したため、リニュー アル後の実施に向けて検討を行う。	未達成		
23	I 行政 組織の再 構築	i 効率 的な組 織・機構 の確立	市民福 祉部 市民児 童課	窓口延長フレ ックスタイ ムの導入	毎週月曜日は、本庁における窓口業務を夕方6時15分までと1時間延長して いる。延長時は毎回利用者があり、市民にも好評である。一方、振興事務所 では利用者が少ないことから、平成22年度より電話予約制による窓口延長に 変更(第二次行政改革)、予約時のみ延長を実施することとしており、時間外 勤務手当の削減に繋がっているといえる。 このことから、本庁舎では、市民の利便性を考慮し、今後も窓口延長は継 続しながら、時間外勤務手当を削減すべく、フレックスタイムを導入する。(窓 口延長当番はその週のうちに、1時間遅く出勤するか、1時間早く退庁する。)	窓口延長を継続することで、市 民サービスの質を維持しつつ、 職員時間外手当を削減できる。	フレックスタイムによる窓口延長業務 の本格運用を開始する。	職員の勤務時間、休暇等に関する規則に適合する運 用となるよう総務課と協議をし、窓口延長実施日の翌 日に勤務時間を一時間遅らせるという運用を定め、実 施した。	最終目標 達成			
24	IV 適正 な財政運 営	ii 歳入 の確保	市民福 祉部 市民児 童課	保険料徴収の 強化	限られた職員数(国保担当2人、後期担当1人)でありながら職員の努力に よって、県下市部の中では収納率第1位(現年度分)を維持している。 しかし、同職員数で賦課・徴収・資格管理・給付・交付金関係までの全ての業 務を行っており、きめの細かい徴収事務が実現しているとは言い難い。 このため、徴収に特化した職員(嘱託・臨時)を配置することで効率的な徴 収事務を構築を図る。	徴収専門員を配置すること によって、常に滞納者・滞納額を把 握できるため、迅速で効率的な 滞納整理が可能となり、収納率 のさらなる向上を図ることがで きる。	徴収専門員配置に係る予算化(国税 又は県税OBの嘱託又は臨時職員 の確保(1名))	予算計上まで至らなかった。 飛騨市は県下21市において1位の収納率で、毎年収納率も向 上している。 ※ H27現年分 98.67%、H28現年分 98.71% また、滞納処分に関する専門的な知識が必要な場合は、税務 課で助言を受けており、人件費相当分の費用対効果が見込め ない。	未達成	1,000	0 (0%)	
25	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	市民福 祉部 市民児 童課	各種データベ ース共有化の仕 組みづくり	全国的な人口減少・少子高齢化の問題に伴い、今やどの自治体も頭を悩ま せ、様々な施策を展開している。合併10年を経過した本市においても人口減 少は例外ではなく、以前、歯止めがかからない状態が続いている。近隣市村 では交流人口を増やすべく観光開発に力を注いでいるが、本市においては、 まだまだ全国的に有名な観光スポットは少なく、近隣市村に負けない対策が 必要といえる。このうえでは、まずは定住人口の減少を押さえる為に世代循 環を可能とする住民誘致を推進し、直接、市の財政を圧迫する地方交付税や 住民税と言った重要な税収の減を抑える事が必要である。また、年間を通し て交流人口を増やす為に、観光地とは違った飛騨市独自の「みどころ」を作 る事がこれから飛騨市が生き残って行く為の重要な部分となる。市が持つ魅力 を最大限に引き出すためには、各部署で保有する数値情報・統計調査・アン ケート等によるデータ蓄積及びその分析並びに組織内での共有は不可欠で ある。このため、その仕組みづくりを行う。	人口推計値等、各部課で管理し ている数値情報・統計調査・アン ケート結果等を、組織内で共有 できる仕組みをつくることで、効 率的な情報共有を図ると共に、 一体的な政策運営を図る。	どんな情報が必要なのか項目を抽出 した上で、各課に提供を求める。	関係部署との協議、方向性の検討ができていない。		未達成		
26	III 市民と 行政の自 立(自律)	iii 地域 人材の育 成支援	市民福 祉部 市民児 童課	病児・病後児保 育の実施	現在、飛騨市内には病児・病後児保育施設はなく、ファミリーサポートセン ター事業における「病氣回復期の子ども利用者宅での預かり」までとど まっている。このような中で、両親が就労中の家庭においては、子どもが病 気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応する病児・病後児保 育施設の開設が望まれているところである。 このため、市内で病児・病後児保育施設を開設する。	病児・病後児施設を開設するこ とにより、昨今の社会情勢の変 化あるいは女性の社会進出の増 加等により、子育てをしながらで も安心して就労することができる 環境基盤整備を図る。また、働く 女性の活躍、少子化対策として 就労者の増加が期待できる。	病児・病後児施設の開設、運営開始 (1箇所設置)	H28.10に古川地区(社会福祉法人飛騨古川に委託) に1箇所開設した。 【詳細】 (社会福祉法人飛騨古川との開設に向けた調整、開 設の届出(県)、子ども・子育て支援交付金の申請手 続き、医師会へ依頼、事業実施要綱を制定、利用者 への周知実施)	目標達成			

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
27	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	市民福祉部健康生きがい課	医療費の抑制（健康寿命の延伸）	高齢者の増加により国民医療費が年々増加している。平成20年度から、飛騨市は、飛騨市国民健康保険の医療保険者として40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診を実施している。また、40歳以上の市民を対象にがん検診（子宮がん検診は20歳以上）を実施している。特定健診の受診率は高く、市民の健康への関心は高いが、飲酒の機会が多い等の習慣もあり、受診率の高さが生活習慣病の予防につながっているとは言い難い面もある。 このため、健康についての啓発や健診・検診後の保健指導を充実することで、市民の健康意識を改善し、市民自らが生活習慣病を予防する飛騨市を目指す。その結果、健康寿命の延伸が図られ、医療費の増高率の抑制が期待できる。（医療費ベースでの比較は様々な要因が加味される。） また、平成26年度から国民健康保険のレセプトデータと健診データがリンクされ、平成25年度分の実績による疾病分析、課題設定が可能となったため、この国保データベースを活用し、国保データヘルス計画を策定し市民の健康指標の設定に活用する。	・健康寿命の延伸、医療費の増高率の抑制 ・予防に重点を置きたい疾病等を設定し、医療費等の伸び率を観察する。【メタボリックシンドローム、高血圧、糖尿病、がん】 指標1 一人当たり医療費（医科+調剤）の飛騨市と県平均の差を減少させる。【高齢者が増えると医療費が増加する】 指標2 国保データベースで算定される健康寿命を延伸を図る。	①岐阜県国保1人当たり医療費と飛騨市国保1人当たり医療費との比107.5%（H20～28年度の平均医療費との比較） ②介護認定率が県の認定率の伸びを下回る ③特定健診受診率が60%を超える	①1人当たり医療費(KDB) 県 25,248円 市 28,005円(6位) 比較 110.9% > (目標値)107.5 ⇒ 未達成 ②介護認定率(KDB) 県 19.2%(伸び:0.3%) 市 18.0%(伸び:△0.2%) ⇒ 目標達成 ③特定健診受診率 62.7% > (目標値)60 ⇒ 目標達成 ④未受診者(50代)の訪問を実施した。		未達成		
28	III 市民と行政の自立(自律)	i 公民協力の推進	市民福祉部福祉課	市が出資する社会福祉法人への関与の見直し	社会福祉協議会は、合併以前は、法人運営事業・福祉推進事業・ボランティア活動事業・共同募金活動事業・デイサービス事業・ホームヘルプ事業等の地域福祉事業を行ってきた。合併によって、デイサービス事業・ホームヘルプ事業等のハード事業を古城福祉会が行うようになり、社会福祉協議会は、行政及び市民からの補助金と受託金により各種福祉推進事業・ボランティア事業及び共同募金配分事業・総合相談事業等のソフト事業を行ってきた。そのため、市からの運営補助金の額が、他の市補助金の中でも群を抜いて多額となっており、事業の見直し等を行い、補助金の減額を図ることが課題である。（社会福祉協議会の事業費は、事業費収入と市からの補助金(全体の約50%)で賄っており、その補助金は主に各種事業に係る職員給与となっている。） このため、補助金から委託金(事業の対価として)へ移行することや、社会福祉協議会が独自事業の導入・推進を図ること、市の福祉事業の社会福祉協議会への移行を行うこと等によって補助金減額を図る。	補助金額の削減及び市の事業が移行することによって市職員の減員も可能となる。また、社会福祉協議会がハートピア内へ移転することとなれば、福祉サービスの集約につながり、福祉サービスのワンストップ化を図ることができる。	・飛騨市社協への生活困窮者支援事業委託 ・平成31年度古城福祉会の移転に合わせ飛騨市社協も移転することに向けての調整	・社会福祉協議会への委託は事務所移転が前提となっており、当該年度は検討に至っていない。 ・古城福祉会事務所及びデイサービスの移転は、早くてH33年度からとなる。（旧和光園の大規模改修は最遅でH32年度未完了見込）	・県補助のある生活困窮者支援事業は社協への移管で相談員の長期安定雇用が可能となり人材育成面のメリットは大きい。補助上は他業務の兼務は認められないと思われる。補助金削減効果は薄い。 ・古城福祉会の移転を待たず、福祉の総合相談窓口機能の社協移管を検討する。	計画見直し	40,500	0 (0%)
29	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	市民福祉部福祉課	障がい者関係手当の一本化	現在、市では重度心身障害児福祉手当・精神障害者福祉手当を対象者に給付しているが、対象者を限定(重度心身障害児福祉手当については、児童のみ、身障手帳3級以上、療育手帳B1以上)しており、軽度障がい者には障がいにより就労できないにも関わらず、級が低い障がい者を受給できない障がい者が見受けられる。また、近隣市町村においては、全ての障がいに対応する手当となっているケースが多く、他市からの転入者から不満も多く聞かれ、障がい者の関係手当の見直しが必要である。このため、幅広く制度を利用してもらうことができるよう所得条件及び手当額を設定する。 また、現状として、他市と比べ高額となっている対象者もいるため段階的な減額も考慮する。級の違いによって、対象者の日常生活の困難度合いの違いは判断できないため、障害の違いによる手当額の差が少ない制度とする。（手当額については近隣市を参考とする。） なお、段階的な減額措置により一時的に支出額は増加する可能性はあるが、最終的には手当総額として現在の支出額を下回る見込みである。	年金受給者及び一定以上納税者以外の手帳所持者すべての対象者に対し手当を支給することで、公平化を図ることができる。	精神障がい者手当ての支給について減額実施。 他の障がい者手当てについて減額できるか検討。	受給資格要件の状況調査を実施したが、他市の状況の調査不足等、目標実施に向けた事項の準備ができず、結果未達となった。		未達成	400	0 (0%)
30	III 市民と行政の自立(自律)	i 公民協力の推進	市民福祉部福祉課	地域福祉の推進	福祉に対する市民ニーズは、年々増加・多様化傾向にある中、これらのニーズを行政だけで対応していくことには限界があり、誰もが幸せに暮らすことのできる地域社会の実現のため、市民一人ひとりが地域内で助け合える関係を築く必要がある。 飛騨市の中では、現在、ボランティア団体が20団体(全375人)組織され、様々な活動を行っている。一人暮らし高齢者等の対策としては、民生委員、福祉委員(古川町)、福祉協力委員(神岡町)が中心となり在宅の要援護者の見守り・相談活動を行い、必要に応じて行政や各種福祉サービスへと繋ぐ役割を担っている。 今後ますます高齢化が進む中では、地域住民が主体となり、地域における助け合い活動が確立されることが必要であり、その活動の中心的役割を担う福祉人材やボランティア団体の育成・確保が重要な課題である。 このため、福祉人材(ボランティア)の育成・確保、地域支援活動の推進を社会福祉協議会、各地区区長会、民生委員・児童委員、各種団体と市が交流・連携し、「福祉力」を向上させるための取組を行う。	ボランティア団体の育成・確保のための養成講座の開催、ボランティアの情報発信事業、地域福祉ネットワーク推進活動(見守りネットワーク)の実施により、地域としての福祉の増進を図る。	・ボランティア育成講座実施 ・ボランティアフェスティバル開催 ・見守りネットワーク研修会(全市)	①ボランティア育成講座実施 28年度からは社協独自の育成講座は休止し、27年度に創設した介護ボランティア制度のサポーターを要請する支え合いヘルパー養成講座を社協で実施(参加27人) ②8月28日 ボランティアフェスティバル開催、来場者約900人 ③見守りネットワーク研修会(全市)古川8会場、神岡6会場 河合・宮川実績なし ①新たな取り組みの介護サポーターは定着化が図られ軌道に乗りつつあるが、③の見守りネットワークの市内全域化は河合・宮川への拡充が未達成である。	見守りネットワークについては、防災体制も含め事業のあり方を再考する(普段の見守りとごみ出しや軽作業などの共助、災害時の要配慮者の支援計画など総合的な見守りを構築していく必要有り)	未達成		
31	II 行政施策の再構築	ii 全市有施設の将来的方針の検討	環境水道部環境課	し尿処理施設の統合	現在、北古城クリーンセンター(平成9年度稼働)のみずほクリーンセンター(平成15年度稼働)でし尿処理(汚泥再生処理)を行っている。下水道の普及と人口減少等により両施設の搬入量(処理量)が減少してきているとともに、施設の老朽化も進んでいる。なお、みずほクリーンセンター(汚泥再生処理 40kL/日)には、今後余裕が生じてくる見込みとなっている。 このため、北古城クリーンセンターでの処理業務を止め、みずほクリーンセンター(汚泥再生処理)への処理業務の集約化を図る。 ①地元(三川原区等の同意)の協議 ②下水道汚泥処理施設を含めた管理運営について関係市との協議 ③関連団体、委託先業者との協議 ④みずほクリーンセンター(全体)の老朽化対策 等々が必要	・各種経費の軽減 ・施設の有効利用と適正な管理及び運転	・関連団体との協議 ・(みずほ)基本構想の策定	・みずほクリーンセンター維持補修計画策定(将来的な生活排水処理体系の立案及び比較・評価含む) ・委託先業者、関連団体(三者契約の対象者)との協議ができていない。		未達成	※	※

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 な方針	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
32	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	環境水 道部 環境課	プラスチック製 容器包装・ペット ボトル減容業務 の直営化	平成9年の容器リサイクル法施行により、平成14年度からプラスチック製容器包装・ペットボトル減容業務を市内業者に業務委託している。業務委託費が高額であるため、これまでも市内業者と直営化することについて協議を重ねてきたが、合意に至っていない。 このため、リサイクル施設の建設統合に伴い、当該業務委託を廃止し（直営化）、業務の一元化を図る。 ①廃棄物処理計画・地域計画を変更し、施設の実施設計（平成25年度） ②施設建設（平成26年度） ③収集・受け入れ体制等の見直し（平成26年度）	・施設の一体的管理による各種経費の削減 ・施設運営の効率化と適正管理及び廃棄物の適正処理	・施設稼働（施設の直営） ・直営による適正なごみの処理 ・効果額25,000千円	・リサイクル施設建設 ・各種受け入れ体制整備済み ・直営による施設の稼働、処理 ・効果額 17,068千円 ※当初設定の効果額が達成できなかったが、人件費及び収集運搬費用の増額となった昨年度より効果額は増加し、概ね年度目標は達成できた。		目標達成	100,000	47,888
33	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	環境水 道部 環境課	分別の徹底による ゴミ焼却の減 量化と適正焼却 運転の実施	現状として、粗大ゴミ処理等は煩雑で経費がかかる（不燃部分の分離、切断・破砕等の前処理と運搬）ことに加え、使用可能なものがゴミとして排出されている。また、ゴミ袋の種類として、可燃ゴミ袋（3種類）、紙類専用袋、プラ製容器包装専用袋があるが、可燃ゴミに比して、紙・プラの収集量が伸び悩んでいる状況にある。 このため、粗大ゴミに関しては、年に数回リサイクル市などを催す、一時的に施設に保管し、条件を満たす排出物については、希望者に引き取ってもらう等の対策を講ずる。また、ゴミ袋に関しては、リサイクル（紙・プラ）と焼却（可燃ゴミ）の料金差を大きくする等、それぞれの袋の料金体系の見直しを図る。 また、可燃ごみに乾電池等の不適物が混入している状況も見受けられるため、今一度、ゴミ分別の徹底を図るべく地域説明会等開催と保健衛生業務推進協議会等との連携などの仕組みづくりを行う。	・処理経費の削減 ・可燃ゴミの減量化 ・焼却施設の排出ガスの減少と適正運転管理	・リサイクル施設適正管理 ・使用できる粗大ゴミの希望者による再利用（リサイクル市等の開催） ・紙製容器包装、プラ製容器包装の新袋料金体系の運用 ・保健衛生推進協議会等の活動	・施設稼働 ・リサイクル施設の直営化 ・粗大ゴミの状況調査・分析（随時） ・紙製容器包装、プラ製容器包装の袋料金検討 ・地域説明会の実施（20回） （※ リサイクル市の開催未）	家具などの粗大ゴミを減らすため、リサイクルに適するような品目を調査するが、手間をかけず再利用できる品目がない。	未達成		
34	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	環境水 道部 環境課	各種ゴミ袋料金 の見直し（可燃 ごみの減量化）	市のゴミ袋には、可燃ゴミ袋（3種類）、紙類専用袋、プラ製容器包装専用袋がある。この中で、可燃ゴミに比して、紙・プラの収集量が伸び悩んでいる。このため、リサイクル（紙・プラ）と焼却（可燃ゴミ）の料金差を大きくする等、それぞれの袋の料金体系の見直しを図ることで、可燃ゴミの減量化を目指す。	・可燃ゴミの減量化 ・焼却施設の排出ガスの減少と適正運転管理	・リサイクル施設稼働（直営2年目） ・袋料金の改定に向けた説明会を開催し、改定を実施	・状況把握 ・施設における維持管理費調査（H27とH28との比較） ・プラ製、ペット、紙製分別処理量 298.2t（▲5.5%） ・飛騨市シルバー人材センター委託料 11,181千円（▲21%） ・袋売却収入 1,755千円	・年間処理量の減少及び袋売却収入が横ばいの状況下で、処理委託料は減少できる金額ではなく、現状では、単純に安価にするのは困難と判断する。	未達成		
35	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	環境水 道部 環境課	市営墓地の無 縁仏の合葬	市内の市営墓地において、管理人がいないと思われる墓が出始めている状況にある。古川町内の市営墓地は管理料を毎年徴収しているが、後継人がない墓地があるため未集金が発生し始めている。また、神岡町内の市営墓地は空きがないものの、管理されていない墓も見受けられることから、整理することが必要となっている。 このため、無縁仏は必要な手続をとったうえで合葬し、市営墓地の整理を行う。	・市営墓地の適正管理（荒廃防止等） ・無縁仏の墓地を整理することで、市営墓地の有効利用を図る。	・無縁仏の調査・確定 ・法手続きの検討 ⇒手続きの実施	・1基は相続人を登記簿謄本から再度調査し、縁者に対して交渉中であるが、相続放棄する旨回答あり再度親族全体で交渉中。 ・1基は書類を送付するが、疎遠になっている状況。	・事案は継続調査する。 ・今後、他市事例を研究し、条例を含め手続きを明確にする必要がある。	未達成		
36	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	環境水 道部 環境課	死亡者が飛騨 市民以外の火 葬使用料の有 料化	現在、飛騨市民が火葬施設使用者又は死亡者である場合、火葬施設使用料は無料となっている（死亡者が市民でなくても、使用者が市民であれば無料）。 このため、死亡者が市民ではない場合（施設入所者等の特例を除く。）は、有料とする。	・使用料の増加（件数が同じ場合） ・住民サービスの明確化	・新料金体系での運用開始	・新料金体系での運用開始済み（平成28年4月1日より）		最終目標 達成		
37	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	環境水 道部 水道課	下水道施設の 長寿命化	飛騨市の下水道施設のうち、一部施設について老朽化が進んでいる。今後、安定して施設の維持管理を進めていくためには、長期的な視点での計画的な施設更新が必要である。このため、次の取組を行う。 【取組項目の概要】 ・施設の現状を調査し、機能低下の度合を把握する。 ・ライフサイクルコストの考え方に基づく更新計画を立てる。 ・計画に基づき、施設の長寿命化を図る。	・長寿命化の実施により、機械設備の耐用年数を17年延伸する。（平成26年→平成43年） ・ライフサイクルコストの縮減見込額 16,990千円（17年経過後の見込み）	下水道処理施設（古川浄化センター）長寿命化1期-3工事	下水道処理施設（古川浄化センター）耐震調査を一部実施	平成29年度中には耐震調査が完了する。耐震工事について精査し、効率的に設備更新を実施するため平成30年度にはストックマネジメント計画を策定する必要がある。	計画見直 し		
38	IV 適正 な財政運 営	i 計画 的な予算 執行	環境水 道部 水道課	簡易水道施設 の統合整備	現在、飛騨市には小規模の簡易水道施設が点在している。水道施設が数多く点在する現在の状況では維持管理の効率が悪く、経費がかさむ状況にある。経費の削減を図るには、施設統合により施設の数を減らすことが必要である。また、現在の施設をそのまま維持するとした場合、今後各施設が老朽化し更新時期を迎えたときに更新費用が多額になる。このため、次の取組を行う。 【取組項目の概要】 ・比較的近接する複数の簡易水道施設について、施設を統合することで施設数を減らし経費の削減を目指す。 ・統合整備が可能と考えられる施設について、具体的な整備構想や事業計画を立てる。	・施設維持管理費の削減及び施設更新費用の削減 ・隣接する複数の簡易水道施設について、水源の確保や送水管布設ルート等を検討したうえで統合の実現可能性を調査する。 施設統合の検討対象（河合町） ①角川簡易水道、有家簡易水道 ②羽根簡易水道、新名簡易水道、上ヶ島簡易水道、保木林小規模水道 整備事業の概算事業費 52,000千円 維持管理費の削減見込額 400千円（年間）	・施設統合可能性の調査	・施設統合可能性の調査 ・上水道企業会計との経営統合 ・施設統合については、統合後、経営状況等を含め総合的に可能性を判断する。	施設統合については、今後、施設の耐震化、長寿命化を検討するなかで、経営の状態等水道施設全体で総合的に判断し、新たな統合計画を策定したい。	計画見直 し		

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
39	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	環境水道部 水道課	水道事業経営の効率化(有収率の向上対策)	平成24年度の飛騨市水道事業の有収水量率は75.3%となっている。これは年間67万m3の水を無駄にしていることになる。施設の管理経費のうち、ポンプの電気料や薬品費といった費用は、配水量の増減に応じて変動するものである。したがって、無駄な配水量を減らすことが経費の削減に直結することとなる。無収水量としてはメーター不感水や不明水もあるが、その多くは漏水によるものであり、この無効水量を減らすことが必要である。このため、次の取組を行う。 【取組項目の概要】 ・有収率が低迷する原因について、配水系統全体を対象として点検する。 ・漏水調査や漏水修繕工事の頻度及び範囲について見直しを行う。 ・管路をはじめとする施設の老朽具合を把握し、漏水発生のおそれがある箇所を緊急性に応じて計画的に更新する。	・有収率の数値を同規模類似事業体の全国平均値である83%に近づけ、結果として水道事業の経営効率化を図る。		・ブロック別流量調査の実施 ・漏水調査、聴音調査の実施 ・修繕工事の実施 ・有収水量率 77.0% ・更新計画に基づいた施設更新	漏水調査、修理を継続的にを行い、有収率の向上はあるが、伸び率は低くなってきている。	目標達成		
40	IV 適正な財政運営	ii 歳入の確保	環境水道部 水道課	下水道接続件数の向上(接続率の向上対策)	公共下水道事業の面整備が平成30年度には終了となる見込みであり、これまで接続件数の増加に伴い増加してきた使用料収入も今後は減少していくと予想される。平成26年度上半期の状況として、下水道供用区域外地区と個別排水区域を除く水道利用開栓件数は8,991件あり、そのうち下水の接続件数は6,277件、未接続は2,714件となっていることから、さらに下水道への接続を促進し、使用料収入を確保する必要がある。このため、次の取組を行う。 【取組項目の概要】 ・下水供用開始区域における未接続者を個々に特定、把握する。 ・未接続者に対し、戸別に接続依頼を行う。(水道メータ検針時依頼文書配布など) ・未接続者へのアンケート調査により、接続できない理由等の調査を行う。 ・特に未接続理由のない未接続者への重点的な接続依頼を行う。	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農村下水道の供用範囲における上水道利用件数に対し、その接続率を現在の69.81%から、77.0%とすることを目標とする。その結果として、下水道事業の使用料収入確保による経営効率化を図る。	・未接続者の特定 ・未接続者への個別接続依頼実施 ・アンケート調査実施 ・接続率 75.0%	・公共施設の未接続案件について、国・県及び市関係部局へ接続依頼。 ・下水道の日(9/10)にあわせ、CATV(1週間)、広報紙(9月号)に接続啓発。 ・市HPにて接続啓発。 ・73.55%(前年度末から2.59%の増)	公共下水道面整備の早期完了、市公共施設等の接続促進を進める。	未達成		
41	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	農林部 農林課	山林境界確定事業の推進(森林整備や将来の地籍調査を効率的に進める。)	山林境界面定を地籍事業により行っているが、山林所有者の高齢化や世代交代、市外在住の所有者等の存在により、境界が分からなくなりつつある。境界確認(現地での見通し)のため伐開作業が必要となる箇所もあるが、その作業にも地籍組合や所有者は大変苦慮し、年を追うごとに山林境界確認が大きな負担となってきている。また、地籍調査補助事業は8つの工程があり、一地区の完了に長期間の年数を要する。調査実施に意欲のある地区があるものの、年度内に実施できる事業量には限りがあることから、地籍調査事業への着手を待っている地区もある。 このため、地籍事業とは別に、森林組合により事業計画がある地区や山林境界確定に意欲のある地区へ杭を支給し、地籍調査事業に先行して境界杭を設置して頂くことで、森林整備や将来の地籍調査を効率的に進めることができるようにする。(平成26年度に杭購入済み)	森林整備や将来の地籍調査を効率的に進める。 ※早期に山林境界杭を設置しても、地籍調査実施まで杭が現地に残っているとは限らない。(宮川町三川原は森林組合の事業によりGPSによる簡易測量を実施。宮川町落合は数年以内に地籍調査。河合町新名は平成27年度から地籍調査実施予定)	・地籍調査実施地区に杭を配布し、E2工程の前年度に杭打ち作業を先行実施。 地籍予定面積 19.66km ² 上記一部用に杭配布 ・古川町信包 0.69km ² 大40本、小150本 ・河合町角川 1.10km ² 大40本、小80本 ・宮川町落合 0.73km ² 大50本、小150本 ・神岡町西 0.53km ² 大40本、小100本 地籍調査の進捗状況を見ながら、次年度以降の地区の選定を実施	筆界杭 6,650本購入(大450本 小5,600本 極小600本) 各集落へ筆界杭配布 信包 320本、角川 350本、新名 100本、大無雁 750本、西 636本、石神 250本	地域によって取組状況に差が現れている。山を知る所有者が少ない地域は杭打ち作業が遅れている。	目標達成		
42	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	農林部 農林課	農業改良組合及び農業改良組合活動交付金のあり方の検討(より効果的な体制の実現と交付金額の適正化を目指す。)	現在、農業改良組合長は、市の非常勤特別職としての身分を有している。また、農業改良組合活動交付金は、農業改良組合の活動及び運営を支援することを目的に交付している。 (一組合当たり交付額:農家戸数×500円(均等割)+とも補償加入面積×45円【H26予算額5,320千円】) 農業改良組合は、地域農業者の取りまとめや農地保全管理機能的役割を担っているが、国が、集落や地域団体を交付対象とする中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業等を創設したことにより、改良組合の役割は、水稲生産実施計画書(細目書)の配布やとも補償制度への加入推進、転作確認等の限定的なものとなっており、総体的に縮小傾向にある。しかし、市全体を俯瞰した時、協定を締結して中山間・農地水事業を活用している地域は限定的であり、市内全域を網羅する改良組合の存在意義・必要性は依然として高いといえる。 第二次政策総点検時の市民会議でも、農業版区長会という位置付けで、異常気象時の見回りや地域農業者の取りまとめなどの役割は重要であり継続すべきとの意見が出された。また、平成26年度から開始される『農業支援協議会』における地域意見の集約機能としての役割も期待される。 このため、農業改良組合の意義及びその事業内容から、農業改良組合長の位置付け(身分)及び交付金の適正なあり方を見出す。	より効果的な農業改良組合(長)体制の実現と交付金額の適正化を目指す。 ※平成30年度産米から米の直接支払交付金が廃止(実質的に米の生産数量目標が廃止)となり、生産調整が廃止となった場合、改良組合長の重要な業務であった水田の転作確認が必要なくなるが、この業務によってこれまで耕作放棄地の発生を抑制していた面もあるといえる。以上も考慮した改良組合の業務内容を検討する必要がある。	各町改良組合長会、各改良組合で意見交換 ・当該組織内の意見交換開始 ・1月、4月、12月に実施予定	改良組合長会との意見交換会実施した。 【詳細】 とも補償の廃止に伴い、大規模な土地利用型作物の耕作者の急激な収入減少を緩和するため、H28・H29年度限定で収入減少緩和対策(市単)を実施。これに伴い、引き続き現地確認を要するが対象筆数の減少により業務が軽減するため、改良組合長会の同意を得て、面積割単価を45円から40円に引き下げた。	引き続き、農業改良組合長との意見交換会を実施するとともに、地域での農政推進役を担っていただくため、農地法や農地利用の最適化推進に向けた勉強会を開催する。集落営農との連携を促すとともに、限界集落が出てくる中で、改良組合の区割りの統廃合の検討を促す。	目標達成		

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
43	II 行政 施策の再 構築	ii 全市 有施設の 将来的方 針の検討	農林部 農林課	飛騨市林業総 合センターの利 活用	飛騨市林業総合センターは、飛騨市森林組合が事務所を移転して以降、利用が低迷している。指定管理者である飛騨市森林組合は、指定管理料の無にかかわらず、今後の指定管理業務を受けたい方針と、同センターの持ち分を市へ無償譲渡したいという意向を示している。 現在、公民館的機能として利用されているが、「飛騨市林業総合センター条例」では使用料は規定しておらず（無料）、近隣の公民館を使用する団体との不公平感や、他町には無料で使用できる公的施設はない等、不公平感が生じている。 また、平成26年度末で指定管理期間が満了となることから、同年度中に施設使用料の有料化と今後の活用策を決定する必要がある。 このため、次の取組みを行う。 ・地元産木材を利用した会社が起業する予定があるため、次年度以降の指定管理化を検討する（企画課関連）。 ・管理体制にかかわらず、施設使用料を新たに定める（条例改正により有料化する）。 ・施設の一部には森林組合の資本も投入されているため、森林組合との協議を行いながら計画の推進を図る。	・条例改正によりセンター使用について有料化することにより他施設との不公平が解消される。 ・指定管理施設として運用できれば、市直営の場合より維持費用が削減できるとともに施設を適正に管理できる。	指定管理化を目指す。指定管理受託者がいなければ直営を継続。 ・指定管理の場合は指定管理者に施設の運営管理を任せ、指定管理料の削減に努める。 ・直営の場合は河合振興事務所と協力しながら施設の維持管理を行う。（料金、鍵の收受、建物管理、冬季間の除雪作業の実施）	平成27年度から直営として施設管理を行っている。 使用件数：17件(8,780円) 建物の一部が森林組合の持分であることから敷地に対する施設使用料及び目的外使用による費用負担金（光熱水費等）も徴収している。 施設使用料：9,678円 目的外使用負担金：80,688円		目標達成		
44	IV 適正 な財政運 営	i 計画的な 予算執行	農林部 農業支 援セン ター	かじか養殖振興 補助金の見直し	水産業者等が経営向上及び地場産業の活性化を図るために行う「かじかの養殖・販売」に対して支援することを目的として、平成23年から補助制度を開始した。（補助率1/2、限度額30万円）現在、飛騨市かじか研究会は、5名（養殖3名、養殖調理1名、加工1名）で構成されている。 【補助実績】 平成23年度 1件（内容 冷凍庫の購入、事業費 355,000円：補助金 177,500円） 平成24年度 1件（内容 飼育施設整備、事業費 140,000円：補助金 70,000円） 実績も小額であること、また、平成25年度から「がんばる水産業応援事業費補助金」（新たな取組み、規模拡大に要する経費に対する補助制度 補助率1/3、限度額50万円）を創設したため、かじか養殖振興補助金を廃止し、がんばる水産業応援事業費補助金に一本化する。	補助金額の削減と補助事業関連業務の効率化	平成25年度、26年度と補助要望なし。 「かじか養殖振興補助金」を廃止し、「がんばる水産応援事業」で対応する。	飛騨市かじか養殖振興補助金交付要綱の廃止		最終目標 達成	620	124
45	III 市民と 行政の自 立（自律）	ii 地域 活性化活 動の推進 支援	農林部 農業支 援セン ター	飛騨市産牛導 入事業の見直し （系統牛保留対 策事業補助制 度の推進）	現在、子牛獲得に伴う補助制度による補助額が低額（導入価格（税別）の5%、上限3万円）であることから、せりによる子牛獲得が困難な状況にある。また、飛騨市生まれならどのような牛でも補助対象としている現状を、付加価値のある子牛に特化することで、市の特色を強化する必要がある。このため、①経済不況により市場価格が低迷していることの打破、②優良な遺伝子を持つ子牛の市外流失の防止、③飛騨市生まれ飛騨市育ちの飛騨牛の増頭といった、現状の課題を解消することを目的として、飛騨市生まれの和牛子牛を高山市場で購入した市内畜産農家に対し、導入価格の一部を補助する制度を推進する。【H25実績】24頭導入 事業費 648千円	現在でも「おやま系」の牛は雄・雌とも高値で売買されている。この限定された飛騨市産牛の保留・導入に対し補助することによって、同種の導入意識が高まり、「おやま系の郷」として飛騨市畜産の発展につなげる。 ※平成25年度より「系統牛保留対策事業補助金」を制定。	おやま系の繁殖雌牛の頭数 H28導入 7頭	おやま系の繁殖雌牛の頭数 H27末 40頭、H28導入 8頭 H28末 48頭 7頭目の年度目標は達成。農家でのおやま系の評価が向上した結果である。		目標達成		
46	III 市民と 行政の自 立（自律）	iii 地域 人材の育 成支援	農林部 農業支 援セン ター	新規就農者（と ま）の育成・確 保	現在、市内のとまと農家も高齢化により減少傾向にあり、産地維持のためにも新たなとまと農家を確保・育成することが必要である。 このため、JAひだが事業主体となり、とまと研修施設を設置し、毎年3名の研修生を受入れ、2年間の研修を行う取組みを実施し、研修修了後は、研修修了者が飛騨市内で就農していく仕組みづくりを行う。	平成27年度から毎年3名の研修生を受入れ、2年間の研修を行い、平成29年度から毎年3名の研修修了者がとまと農家として就農することで、市内農家数の確保育成を図る。	・研修生6名の研修実施 ・次年度研修生3名の確保	・研修生5名の研修を実施した。 ・次年度研修生3名を確保した。 ⇒次年度研修生は確保できたものの、前年度から1名満たしておらず、追加募集でも確保することができなかった。		未達成		
47	IV 適正 な財政運 営	i 計画的な 予算執行	基盤整 備部 建設課	橋梁長寿命化 対策事業	【現状】飛騨市管理橋梁 302橋 うち計画対象橋梁 74橋（平成26年4月現在） これまで、計画対象橋梁においては、1・2級市道並びその他の幹線ネットワークを構成する道路で、災害時における防災拠点等を結ぶ橋長15m以上の橋梁（老朽・破損）等の橋について、その都度架け替えや補修を実施し、安全安心の確保を図ってきた。しかし、道路法一部改正に伴い、橋長2m以上の橋梁について5年に1回の点検が義務付けられ、2m以上の橋梁全てについて架け替えや修繕の対応を行わなければならないようになった。このような管理を継続していく中では、将来的に維持管理費用が必要となることはもとより、一時的に膨大な更新費用が発生することも見込まれ、道路利用者への安全安心なサービス提供を持続することが、次第に困難となってくる。 このため、計画的な橋梁長寿命化事業を実施し、橋梁の更新・維持修繕に要する費用を平準化する。	計画的な橋梁長寿命化を図ることで、橋梁自体を延命化し、更新・維持修繕に要する費用が一定の期間に集中することを防ぎ、計画的な財政運営を図る。	社会資本総合整備交付金を活用し 橋梁長寿命化対策工事を実施 ・橋梁詳細設計1橋 ・橋梁工事3橋 ・事業費1億円	橋梁詳細設計2橋 ・千歳橋・水突橋 橋梁工事4橋 ・脇谷橋・平成橋・加茂橋・山田橋 橋梁点検78橋 設計及び補修工事についてそれぞれ1橋の増。これ以外に国の補正予算により補修工事を2橋発注し繰越した。		目標達成		
48	IV 適正 な財政運 営	i 計画的な 予算執行	基盤整 備部 建設課	消雪ポンプ電気 契約を融雪契 約へ変更（電気 料金の低減）	現在、古川町内の消雪用ポンプの受電契約は37件あり、年間654万円の電気料（平成23年度実績）が発生している。 このため、この電気契約を「融雪契約」へと切り替えることで、電気料金の低減を図る。 融雪契約は電気使用量は割高であるが、冬季の契約期間以外に基本料が発生しないため、融雪契約とすることで年間の電気料金を低減することが可能となる。	年間電気料金の削減	電気料金の平成27年度対比低減額 100万円	施設切替済（22台） 電気料金の平成27年度対比低減額約128万円となった。 ※例年のない降雪となったことにより、本来の電気料削減効果が検証され、目標値を超える低減額となった。	総件数22件のうち7件の切替時期を延期（H28年度以降の予定）	目標達成	3,200	1,280

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
49	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	基盤整備部 都市整備課	市営住宅の長寿命化（予防保全的見地から計画的な改善事業を実施する）	現在、市では299戸の市営住宅を管理しているが、全住戸の38%にあたる113戸が耐用年数の1/2を経過している状況にあって、これまでの対症療法型の修繕対応では建物の劣化を早めることになりかねない。 このため、平成26年3月に策定した「飛騨市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的見地から計画的な改善事業を実施することにより建物の耐久性を向上させ、長寿命化を図る。（※木造については50年、RC造については70年使用することとして試算）	・計画的な改善事業実施により建物の長寿命化を図り、次回建て替え時期を延ばすことで、ライフサイクルコストを縮減する。 ・平成27年度から平成30年度に改修を予定している12団地で、期間中約1,800万円のライフサイクルコスト改善効果を見込む。	細江団地、栄団地、杉原団地の外壁塗装改修、西忍団地、打保住宅の屋根塗装改修 （4団地 ライフサイクルコスト平均改善額約450万円）	下気多団地の外壁塗装改修、林団地、角川団地の屋根塗装改修、杉原団地の給水管改修 （3団地 ライフサイクルコスト平均改善額約190万円）	個別改善対応となる給湯器や浴室の改修により省エネルギー化を図る工事は、空き家住宅から順次改修する必要がある。	計画見直し	18,000	1,900
50	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	基盤整備部 都市整備課	大雪住宅整備補助金の廃止	高齢化の進む本市において、除排雪作業の軽減化を目的として、新築及び改修による住宅整備（落雪化、融雪化、耐雪化）を行った個人を対象に補助金を交付している。 【補助率】一般世帯：費用の30%で最大30万円 特別世帯：費用の50%以内で最大50万円 合併以後、継続されてきた事業であるが、年々申請者が漸減してきていること、燃料費の高騰によって設置したにもかかわらず融雪装置を使用しない者が存在すること等、補助形態そのものの適正性と必要性の検証を行う必要がある。このため、同事業を終了する。 なお、当該補助制度は、第二次行政改革において平成25年度で廃止予定であったが、制度利用者への配慮から暫定的に継続してきた経緯もある。ただし、高齢者世帯・母子世帯等への配慮は必要であることから、今後、別形態の助成制度等の整備検討が必要である。	制度完了によって、同事業にかかる補助金額を削減することができる。	・補助事業の実施 ・補助事業廃止の住民周知 ・当該年度をもって事業終了	既存制度は、6月議会で廃止が可決された。	6月議会において、生活弱者を対象として制度を維持する意見があったため、高齢福祉事業として、高齢者や障害者の対象者を限定した制度を制定する予定である。 →健康生きがい課にて実施 『飛騨市高齢者等屋根融雪等整備助成事業補助金交付要綱』	最終目標達成	54,000	0
51	III 市民と行政の自立（自律）	i 公民協力の推進	教育委員会 教育総務課	給食調理業務等の民間委託の検討	現在、新規の単労職員の正規採用を行っていないことから、今後、給食調理員の高齢化や臨時職員がその調理業務の大半を補う状況となることが予想される。【現状】神岡（正職1名、臨職8名）、河合（正職2名）、山之村（正職1名） このような問題を解決するため、給食調理業務並びに給食運搬業務の民間委託の実現性について検討する。 また、学校給食に限定しない、新たな給食サービス提供の実現性についても研究し、民営化の可能性を探る。（例：高齢者への給食サービス）	民間委託（民営化）により想定される効果 ・単労職員の退職不補充に対応できる。 ・安定した給食提供が可能。 ・調理業務にかかる市の財政負担（人件費か委託費か）は、ほとんど変わらないが、センター長2名分の人件費は削減可能。	業務の民間委託の可能性について検討を行い、市担当部署としての方向性を見出す。前年度の検討結果について、高山市担当部署に報告し、協議する。	第三次行政改革アクションプラン作成時には、民間委託か、直営化が決定されていなかったが、現状としての方針が確定したことにより目標達成とした。	最終目標達成			
52	IV 適正な財政運営	i 計画的な予算執行	教育委員会 教育総務課	飛騨市育英基金貸付生地元就職補助金の見直し（当制度の廃止）	地元就職による雇用の確保と若者の定住推進を図るため、飛騨市育英基金の貸付生が地元就職し飛騨市内に居住している場合に育英基金償還額の1/2以内の額を補助金として交付している。（平成26年度予算：640万円、45人予定） 課題として、補助金を受けるには育英基金貸付生であることが前提だが、育英基金の貸付は申請主義のため、貸付要件を満たす方でも育英基金を借りない方もあり、同じ地元就職であっても貸付の有無によって取扱いが異なる。また、補助総額が最大で1人当たり120万円と個人に対する補助金としては破格といえる。加えて、地元就職したくとも地元企業が求人をしていない等、自らの努力だけでできないこともあり、補助金対象者となることに不公平が生じているといえる。このため、当該補助制度を終了する。 （※別部署にて、当該補助制度に代わる全ての地元就職者を対象とした新たな地元就職奨励金制度を創設する。）	補助金額の削減	市としての人口減少対策施策として、全ての地元へ就職した方を対象とできる新たな地元就職奨励金制度としてリニューアルする。	新制度により事業執行。（上限額を改正し遡及分についても当該年度で対応した。） H27遡及 18件 1,605千円 H28通常 34件 5,518千円	目標達成	16,800	0	
53	III 市民と行政の自立（自律）	iii 地域人材の育成支援	教育委員会 学校教育課	学校事務共同実施の推進	教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を十分に確保するためには、事務処理を中心的に行う学校事務職員の果たす役割は大きい。しかし、学校規模によって事務量が異なり、事務職員の力量や経験年数の違いから事務処理に係る学校間格差が生じやすい。また、1校1人配置という学校事務職員が、適正かつ効率的な事務を安定して進めるためには、本務校という枠を超えた協力体制の確立が望まれる。 現在、「事務の共同実施」加配として市内に県費負担事務職員1名を配置し、教育委員会の指導のもと、学校教育計画に資する予算編成、適正かつ効率的な物品管理、県費・市費・校費の複数会計の適正執行、全校体制で取り組む経費削減・節電などに取り組んでいるが、今後加配措置がなくなっても、事務職員の無配校を含めて同様の取組が求められるところである。 このため、今後も「事務の共同実施」の取組みを継続する。また、市として継続的に県に対し事務員加配のための要望、働きかけを行い、「事務の共同実施」加配1名を含め、市内に8名の事務職員の配置を確保・維持する。（1校当たり1人の事務職員割合）	「事務の共同実施」加配措置がなくなっても、教育委員会と各学校事務職員が連携して組織的に共同実施に取り組むことで、学校規模や事務職員の経験年数に関係なく学校事務を統一的に適正かつ効率的に行うことができる。 また、教員にとっては児童生徒一人ひとりと向き合う時間が十分に確保されることで、児童生徒の学力向上につながる。	・「事務の共同実施」の取組に対して、市教育委員会からの指導、助言及び成果の見届け ・学校教職員が県費負担であり、人事権等を県が有している観点からも、継続的に県に対し事務職員加配のための要望、働きかけを行う。	①市内小中学校の事務処理の平準化（文書管理の改善、帳簿点検交流）②学籍書類の点検支援③学齢簿と指導要録の突合他④学校間の情報共有（備品等の有効活用）⑤財務資料の作成（光熱水費削減啓発）⑥無配置校の事務指導支援等 上記取組による成果について市教委として把握、「共同実施」の有効性を認識し、加配1名を含む人員確保に努めた。	最終目標達成			

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方針	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
54	Ⅲ 市民と 行政の自 立（自律）	iii 地域 人材の育 成支援	教育委 員会 学校教 育課	学校情報化の 推進（市内小 中学校ホーム ページ活用事業 ・研究紀要、実 践記録、指導計 画並びに指導 案活用事業・ 家庭教育支援 事業）の推進	市内小中学校では、児童生徒一人ひとりの学力向上を目指し、市学習習慣 確立指針を基盤に指導方法の改善に取組んできた。その結果、小6・中3対象 の全国学力・学習状況調査、全児童生徒対象の市標準学力調査にその成果 が現れ、その過程は校内研究における指導計画・指導案等として整えられ つづける。しかし、それらを一括管理し蓄積する体制が不十分なため、日常的 な指導案等の活用及び相互の改善までに至っていない。このことから、保護 者への効果的な家庭学習の方法や学習支援のための情報提供も十分にで きていない。また、学校からの情報発信について、ホームページが整備され ていない学校や、ホームページはあるが更新が滞っている学校がある。 このため、市教育研究所が拠点となり、学校情報化推進事業として次の3事 業を推進する。 ①市内小中学校ホームページ活用事業 ②研究紀要、実践記録、指導計画並びに指導案活用事業 ③家庭教育支援事業	学校ホームページの作成・運 用を支援することで、学校と保護 者や地域とのコミュニケーション を生みだし、開かれた学校づく りにも大きな効果がある。各校の ホームページ作成・更新にかか る教職員への事務負担を軽減す ることで、教員の児童生徒に向 き合う時間が増えることも期待で きる。 また、市教育研究所のホーム ページ上で、教員の指導力向 上・指導方法の工夫改善への支 援及び家庭教育への支援を行う ことで、教職員の資質向上はもと より、児童生徒一人ひとりのさら なる学力向上を目指す。	①市内小中学校ホームページ活用 事業 ・小中学校ホームページの運用を支 援 ・内容の工夫改善について指導、助 言 ②研究紀要、実践記録、指導計画並 びに指導案活用事業 ・各学校及び教員の研究成果物（指 導案）を集約及び掲載 ・市指定公表会の実践記録の集約 及び掲載 ③家庭教育支援事業 ・児童生徒用の教材教具や教育情 報を集約及び掲載	学校ホームページに掲載 ・学校概要、学校経営構想、いじめ防止基本方 針、指導改善プラン、学校だより、学校評価 など 研究所ホームページに掲載予定 ・よりよい実践事例 全学校がHPを活用して、自校の教育活動を紹介し た。研究所HPIに事例事例を掲載予定。		目標達成		
55	Ⅳ 適正 な財政運 営	i 計画的な 予算執行	教育委 員会 生涯学 習課	社会体育施設 の保守点検	学校遊具については、他の自治体等における事故の発生事案を受けて毎年 点検を行っているが、社会体育施設・設備については、これまで定期的な 安全点検は行ってこなかった。しかし、施設・設備によっては、万一破損すれ ば大事故につながる危険性もある。 このため、今後は社会体育施設・整備の定期的な保守点検を行うこととし、 必要に応じて修繕や更新を図る。 専門業者に委託し、年1回程度の定期点検を行うものとする。	定期的な点検によって、大規 模修繕を要する前に対応するこ とで施設・設備の長寿命化を図 り、長期的には支出の削減を目 指す。また、重大事故の発生を 未然防止し、利用者の安全を図 る。	・定期点検の実施 ・維持修繕計画に従い、また必要に 応じて修繕・更新	・定期点検を行い経年劣化等著しい対象物について は修繕処理を行った。（サン・スポーツランドふるかわ スコアボードT(1,137千円)、古川トレーニングセン ター電気設備(5,556千円)、森林公園陸上競技場フェ ンス等修繕実施) ・指定管理者団体と体育施設修繕に向け話し合いを 行った。		目標達成		
56	Ⅲ 市民と 行政の自 立（自律）	ii 地域 活性化活 動の推進 支援	教育委 員会 生涯学 習課	神岡図書館の 移転リニュー アル	神岡図書館は、昭和53年の建築から35年が経過し、老朽化が著しい。その ため、平成21年7月に開館した飛騨市図書館に比べ利用状況に大きな隔たり がある。一方、神岡振興事務所も昭和53年建築であるが、耐震補強工事による 継続使用が予定されており、内部には多くの空きスペースがある。 このことから、耐震補強工事に併せて図書館機能を持たせる改築を行い施設 全体の有効活用を図るとともに、神岡図書館のリニューアルによる利用者 の利便性向上を図り、神岡町公民館と併せて神岡地区の文化振興の拠点施 設とする。 （神岡振興事務所の耐震補強工事に伴い、神岡図書館を神岡振興事務所の 空きスペースに移転する。）	施設の有効活用。神岡図書館 の利用者増。	現図書館から神岡振興事務所内へ の移転 企画事業：神岡の歴史講座(年3 回)、飛騨天文台イベント ○神岡図書館開館イベント：絵本ライ ブ・絵本作家講演会	平成28年度の利用者数：10,367人 平成28年6月に神岡図書館のリニューアル移転に伴 い、蔵書の新規購入及び蔵書数の拡充を行った。ま た、オープニングイベントを実施し主に神岡地区の住 民に幅広く来場を促した。貸出者数が5116名から8445 名へ増加（約11.6倍）した。（平成27・28年度の6月から 8ヶ月間を比較）		目標達成		
57	Ⅱ 行政 施策の再 構築	ii 全市 有施設の 将来の方 針の検討	教育委 員会 生涯学 習課	生涯学習施設 の再編	生涯学習施設の中には耐震強度が不足する施設が存在する。今後も利用 するためには数億円の耐震補強工事が必要となるが、旧小学校校舎等は現 在の利用状況に対して施設が大きく、老朽化も進んでいるため、耐震補強の うえ使用するには無駄が生じることが予想される。このため、耐震補強を行う のではなく、利用者に他の施設を利用していただくなど、施設の利用形態を 見直すことで、将来的に改修費を要する施設を廃止することで効率化を図り たい。 桜ヶ丘プール撤去と桜ヶ丘体育館防火用水新設、神岡小プール改修と連 携しての旭ヶ丘プール廃止、河合プール、屋外照明施設等、利用頻度の低 い施設の必要性を検討する。 また、直営のコミュニティ施設のうち特に老朽化が進んでいる施設について は、地域性も考慮しながら、譲渡・廃止を視野に入れた地元協議を進めてい く必要がある。	有効活用されていない施設の 整理統合により、維持管理経費 を抑制するとともに、事故や犯罪 等の防止を図る。	・神岡東生涯学習館の神岡町史編 纂資料、社会福祉協議会なかよし キッズ、陶芸室について、移転先を 検討 ・山田生涯学習館の廃止、解体 ・河合町高齢者活動・生活支援促進 機械施設（羽根公民館）及び宮川町 指定管理施設の今後の方針につ いて協議（譲渡、廃止、新築等）	・市民福祉部と社会福祉協議会でなかよしキッズの移 転計画について協議がなされた。 ・山田生涯学習館について次年度解体が決定した。 ・河合町高齢者活動・生活支援促進機械施設（羽根公 民館）及び宮川町指定管理施設の今後の方針につ いて協議を実施 ・森林体験交流施設の長期財産廃止申請を飛騨農林 事務所と調整中（財産処分手続き中）	・河合町高齢者活動・生活支援促進 機械施設（羽根公民館）及び宮 川町指定管理施設について協議が 難航している。	目標達成	4,279	0
58	Ⅲ 市民と 行政の自 立（自律）	ii 地域 活性化活 動の推進 支援	教育委 員会 生涯学 習課	生涯学習・文化 活動の推進	飛騨市では、乳幼児期の乳幼児学級、学齢期には子ども会、PTA、スポ ーツ少年団への支援、成年期には公民館講座の実施、文化協会や体育協会へ の支援、高齢期にはシルバー学級での生きがい対策等の事業を行っている が、より一層の活性化と充実化が求められている。 このため、今後は、更に地域社会において女性が個性と能力を発揮できる 環境の実現を目指し、地域を見つめなおすことができるような学習機会を提 供していく。 また、文化活動については、文化協会への支援の他、地域文化振興補助 事業を実施し、市民の文化活動を支援している。市民自身の文化活動と一流 の芸術の鑑賞活動は車の両輪であることから、今後は文化協会や各種団体 との連携をより深め、市民が自発的に行う多種多様な文化活動の推進を図 る。	・女性の一層の地域社会、市政 への参加と関心の高まり ・文化活動に携わる市民の増加	文化団体・文化振興のあり方につ いて協議	文化協会と意見交換（12/16 市長室事務局4名、文 化協会の現状、今後の運営） ・平成29年度は、発足10周年となるが会員の減少、高 齢化が進んでいる。後継者ではないが、若者の参加 を広げていけるような体制づくり。若い人が、様々な ところで頑張っているように、一緒にやっていく。イベント の共有する形。 ・俳句・短歌大会について、高校生の参加を増やす。 高校生が、地域の中で育っていくことを推進している。 次世代の文化人重点育成として、特に高校生の参加 を求めていく。	人口減少、少子高齢化、ライフ ステージの多様化など、社会情勢は 日々変化しており、今までのやり方 では対応しきれないことのほうが多 い。 女性会の解散や文化協会の衰退 はこうした社会情勢の変化が主な 要因であり、生涯学習課だけで成 果の得られるものではないと考 える。 飛騨市として、地域コミュニティや文 化振興など地域づくりに対する明確 な方向性を提示し、4町の一体化を 進めなければ、こうした課題に対 して効率的に効果をあげることは出 来ない。	目標達成		

H29年度 第3次飛騨市行政改革 アクションプラン（実行計画）経過報告書

No.	基本的 方策	重点 項目	提案部	改革の対象	現状と課題（取組の必要性） 取組項目の概要（具体的手法）	取組による効果 （具体的目標）	年度目標	取組内容・成果	課題、計画見直し等	目標達成 状況	目標効果 総額 （千円）	効果額 H28年度 （千円）
59	I 行政 組織の再 構築	i 効率的な組 織・機構 の確立	消防本部	飛騨市消防団 組織及び条例 定数等の見直し	消防団員の条例定数は、合併協議会の中で定められ現在に至っているが、合併時からの市の人口減少に伴い基本団員数も100名余りが減少してきている。地域によっては従来の分団・部・班の編成が困難となっている現状の中で、組織力・防災力の維持という観点からも分団・部の統廃合による消防団組織の見直しが急務となっている。 また、人口減少の中で市全体の消防団員数の減少も深刻な状況にあることから、県下の情勢も考慮しながら、実情に即した条例定数の整備を図る。	分団・部の統廃合によって、一部の消防団員への負担集中を防ぐとともに、配備車両・消防団資機材を整理し経費節減を図る。また、条例定数見直しにより、消防団員に係る消防基金への負担金や掛け金を適正化することも経費削減を図る。	各方面隊ごとに状況を把握しながら、分団・部の統廃合について検討する。 また、条例定数と基本団員の差が大きい地域の人口動態を調査し、現状及び長期的な視野に立って、適切な条例定数を検討する。	・消防団員班長以上に、現状の意識付けと長期を見据えた考えを抽出するためアンケート調査を実施した。 ・市消防協会理事会において、アンケート結果を提示し、中堅団員、若い団員の率直な意見を把握した。 ・具体的な結果には至らないが意見を纏めた。	未達成			
60	IV 適正 な財政運 営	i 計画的な予算 執行	消防本部 総務課	消防団車両の 見直し（神岡方 面隊消防ポンプ 自動車と小型 動力付積載車 へ切り替えてい く）	現在、飛騨市消防団で消防ポンプ自動車を9台配備しており、内訳は神岡方面隊8台、古川方面隊1台という状況である。このうち、神岡方面隊ではこの他に小型動力ポンプ付積載車10台を保有しているが、防災力の基準に基づくと、消防ポンプ自動車3台と小型動力ポンプ1台で足り、広範囲な地域であることを考慮しても必要以上の消防力を有しており、明らかに他の方面隊とのバランスが取れていない。また、消防団員が減少している状況の中で、小型動力ポンプ付積載車は消火活動を少ない人員で対応できることや、ポンプ配置場所を自在に変更できるため活動範囲が広範で利便性が高いことなどから、今後は神岡方面隊と消防ポンプ自動車の適切な配置数について協議し、更新時期を見据えて小型動力ポンプ付積載車に変更していく。	団員減少を見据えた消防車両配置とすることで、消防車両更新に要する経費節減を図る。	方面隊の中で統廃合、車両削減、小型動力ポンプ付積載車への切替等の検討をする。（方面隊の中で統廃合、車両削減、小型動力ポンプ付積載車への切替等の対象箇所の決定）	神岡方面隊に配備されている消防ポンプ自動車の中で、小型動力ポンプ付積載車へ変更できる車両の協議を行い、第1分団所有の車両を変更する意見は出たが具体的な結果は出なかった。	器具庫の配置、部の団員数、地域性を考慮した車両の形式と長期を見据えた統廃合を検討する必要がある。	未達成	68,000	0
61	IV 適正 な財政運 営	i 計画的な予算 執行	消防本部 救急課	消防本部保有 車両の見直し （20台から19台 へ減少させる）	消防本部の保有車両は、消防車6台、救急車5台、救助工作車（資器材運搬車含む）2台、指令車3台、査察車1台、運搬車2台、その他1台の合計20台となっている。現在、神岡消防署で保有している救助工作車（資器材運搬車）は老朽化により車検を受けることが出来なかったため廃車し、資器材の一部を他の消防車に搭載して運用しているが、神岡消防署管内においては交通事故などによる出勤が多くあり、救助資器材運搬車は必要不可欠な車両である。このことから、救助資器材運搬車を新たに更新し、現在神岡消防署に配備している救助資器材の一部を搭載している消防車について、平成27年度に更新時期である20年目となるため廃棄し、消防本部が保有する車両を20台から19台に減車する。	消防本部が所有する車両20台を19台にすることにより車両にかかる経費節減を図る。	神岡消防署に資器材運搬車を配備し、消防車を1台廃棄とする。（総数で消防保有車両1台減）	救助工作車1台導入、消防車1台廃棄（10,600千円の経費削減）		最終目標 達成	9,000	0
62	III 市民と 行政の自 立（自律）	iii 地域 人材の育 成支援	消防本部 救急課	ジュニア・パラ メディックプロ ジェクト	近年発生している大規模災害等からも、学童期から「命の尊さ」という意識を定着化させることは不可欠である。このため、小学校4年生から中学校2年生までの5年間を通じ「自分の命は自分で守る」人材を育成していく。具体的には、応急手当や心肺蘇生法、更には防災トレーニングといった内容を、それぞれ学年の能力に応じた内容を段階的に指導（座学・実技）する。最終的には、5年間の育成期間を経た児童生徒全員が、自らが学んだ処置技術を自分以外の人に指導できる状況となることを目指す。（パラメディック＝救急処置技術）	このプロジェクトには、必然的に教職員や保護者も関わることになり、児童生徒はもとより、関係者の防災意識の向上、ひいては市全体の防災力の向上を図ることができる。	市内小学校4年生から中学校2年生までの全児童及び全生徒への講習の実施（応急手当や心肺蘇生法、防災トレーニングを、各学年に応じた内容で段階的に指導する。）	小学校4年生から中学校2年生までの全児童及び全生徒に対し実施した。（中学生は学習1クール、指導1クールの2回を実施） 小4 177人、小5 187人、小6 198人、中1 476人、中2 450人、計1488人		目標達成		
63	IV 適正 な財政運 営	i 計画的な予算 執行	神岡振 興事務所	エコカー（低燃 費車）の導入に よる公用車の維 持経費の抑制	神岡振興事務所総務係所管の公用車は、平成24年度実績で7台、年間走行距離89,540km・燃料7,773ℓ、平均燃費11.82ℓであり、内6台が走行距離14万kmを越えている。平成25年度からは1台減少したことから、1台あたりの使用頻度が増えると共に経年数や走行距離が多いため故障の発生回数が増加傾向で、維持費の抑制が課題である。また、行政区画が広いことから、必然的に公用車の使用回数が増えることに加え、使用したい車両が障害児保育の事業、研修会（遠距離：岐阜市出張）に使用されることが多く、他の車両使用を余儀なくされることとなり、使用目的と車両のミスマッチを起こしている。 このため、計画的に低燃費車両への更新を進めるとともに、近辺での公用車使用のルールを設けるなど、限られた公用車数の中で効率的な利用形態の構築するとともに、総燃料費の削減を図る。	年数が古く燃費効率の悪い公用車をエコカー（低燃費車）と軽自動車に更新して、使用目的に応じた適切な車両選択を可能にすることで、維持経費の抑制を図る。	・公用車更新計画に基づき、2台の公用車を普通車からエコカー（低燃費車）への更新に努める。（更新予定車両：カラーフィールダー、コルト） ・近場の用件ではできるだけ二輪車（原付・自転車）の利用に努め、一層の燃料費削減を図る。	・エコカー（低燃費車）への更新（コルトを更新予定だったが、本庁のヴィッツが走行距離が多いので交換。本庁にてコルトをパッソに更新） ・長距離出張にシャトルを使用するよう周知 ・積極的な二輪車の使用 年間走行距離89,101km、年間使用燃料6,095ℓ、車両平均燃費14.6km		目標達成		
	合計								最終達成 10 目標達成 24 未達成 23 見直し 6	384,929	20,372 累計188,044	